

件名	愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例
主管課	都市整備課
根拠法令等	愛媛県立都市公園条例
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>県立都市公園内における火気の使用は、火災の危険性を高めるとともに、公園利用者の安全を損なう恐れがあることから、火気の使用全般について規制する必要があるため、この条例を改正する。</p> <p><b>(改正内容)</b></p> <p>現行条例では、都市公園における火気の手配のうち、「たき火」を禁止行為としているが、「たき火その他火気の使用」を禁止行為とする。</p> <p><b>(関係条文)</b></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 指定された場所以外の場所で、<u>たき火その他火気の使用</u>をすること。</p> <p>(6)～(8)省略</p>	
施行日	平成26年3月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	